

|                |  |   |
|----------------|--|---|
| 第<br>6309<br>号 | <br>リーダスクラブ | 1994年1月6日創刊・毎日発行                          |
|                |  | リーダスクラブFAXニュース<br>(2019年)令和元年 10月 29日 火曜日 |

|     |  |
|-----|--|
| 発行所 | 三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二)<br>大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <a href="https://www.zeirishi-miwa.co.jp">https://www.zeirishi-miwa.co.jp</a> |
|-----|--|

## ♠ 豪華慰安旅行

**Q** : 当社ではこのたび、創立10周年を記念して豪華慰安旅行をしようと思っています。一部社員に旅費を負担させて、海外に行くつもりですが、どのような取扱いになりますか？

**A** : 一定の要件を満たし、社会通念上一般に行なわれていると認められるものであれば、損金に算入できるものと思われま

### 【解説】

会社が、社員の慰安旅行の費用を負担した場合の経済的利益については、その旅行が社会通念上、一般に行なわれていると認められる程度のものであり、かつ、次の一定の要件を満たしているものであるときは、課税しなくてよいこととされています。

①旅行期間が4泊5日(目的地が海外の場合には、目的地における滞在日数が4泊5日)以内であること

②社員の旅行参加割合が50%以上であること

そして、慰安旅行が社会通念上、一般的に行なわれていると認められるかどうかは、その旅行の企画立案、主催者、旅行の目的、規模、行程、社員の負担額や負担割合などを総合的に勘案して判定されることとなっています。なお、この場合の旅行費用の総額については、国税庁から、1人当たり10万円という見解が出されていますので、社員の負担額を差し引いた金額が10万円程度であれば他の要件を満たす限り、課税されないものと思われま



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】